

園田中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に関する基本的な考え方(基本理念)

いじめは、**どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるもの**である。

とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 未然防止・早期発見

(1) 学校内での様子を把握

学校は、いじめを早期に発見するため、生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。

〔具体的対策〕

- ①学期ごとに生活アンケートを行い、教育相談を充実させ、実態の把握に努める。
- ②生活アンケート以外にも、いじめアンケートを行い実態の把握に努める。
- ③朝の挨拶運動での生徒観察に努める。
- ④保護者と積極的に連携を図り情報の共有に努める。

(2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりと命や人権を尊重し豊かな心を育てる

〔具体的対策〕

- ①道徳教育の充実。
- ②体験活動の充実。
- ③生徒の自主的なボランティア活動(地域清掃活動等)の計画・推進。
- ④2学年時でのトライやる・ウィークの推進。
- ⑤生徒向けにサイバー講演会を開き、情報モラル教育の徹底。

(3) 保護者、地域住民、その他の関係者との連携についての取組

保護者や地域とのコミュニケーションを充実していくことで、学校外での生徒の様子を知り、適切な対応を行う。

〔具体的対策〕

- ①オープンスクールの実施。
- ②生徒指導協議会での情報交換と連携。
- ③地域協議会との情報交換と連携。
- ④PTA、生徒会で作成した、スマートホンの使い方のルール(園中スマホ憲法)の啓発活動を通して、各家庭でのルール作りを呼びかける。

3 早期対応

学校は、必要があると認めるときは、いじめを行った生徒等についていじめを受けた生徒等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒その他の生徒等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

- (1) 生徒や保護者・地域等から通報を受けたとき、その他在籍している生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、第3者からの聞き取りも含め当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずる。
- (2) 学校は、事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止に努める。
- (3) 傍観者の立場にあった生徒に対して適切な指導を行う。
- (4) 必要に応じて関係機関、スクールカウンセラー等と連携を取り、適切な指導を行う。
- (5) いじめ問題に対する指導が一定収束しても、継続して観察と相談を行う。

4 いじめ対策チームの設置

学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、教職員を中心にスクールカウンセラーの応援も求めながら組織する。場合によっては心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者も交えた、いじめ防止等の対策のための組織(いじめ対策チーム)の設置。

〔具体的対策〕

- (1) 組織編成
校長・教頭・生徒指導委員会・SC、SSW・(家庭児童相談員・保健師とも連携する。)
- (2) いじめ対策委員会の開催
週1回開催。ただし、いじめ事案発生時には臨時で開催する。

5 いじめの解消

いじめの解消については以下の2要件を満たしていることとする。

- (1) いじめに係わる行為が少なくとも3か月止んでいること。
- (2) 被害生徒・保護者が心身の苦痛を感じていないこと。

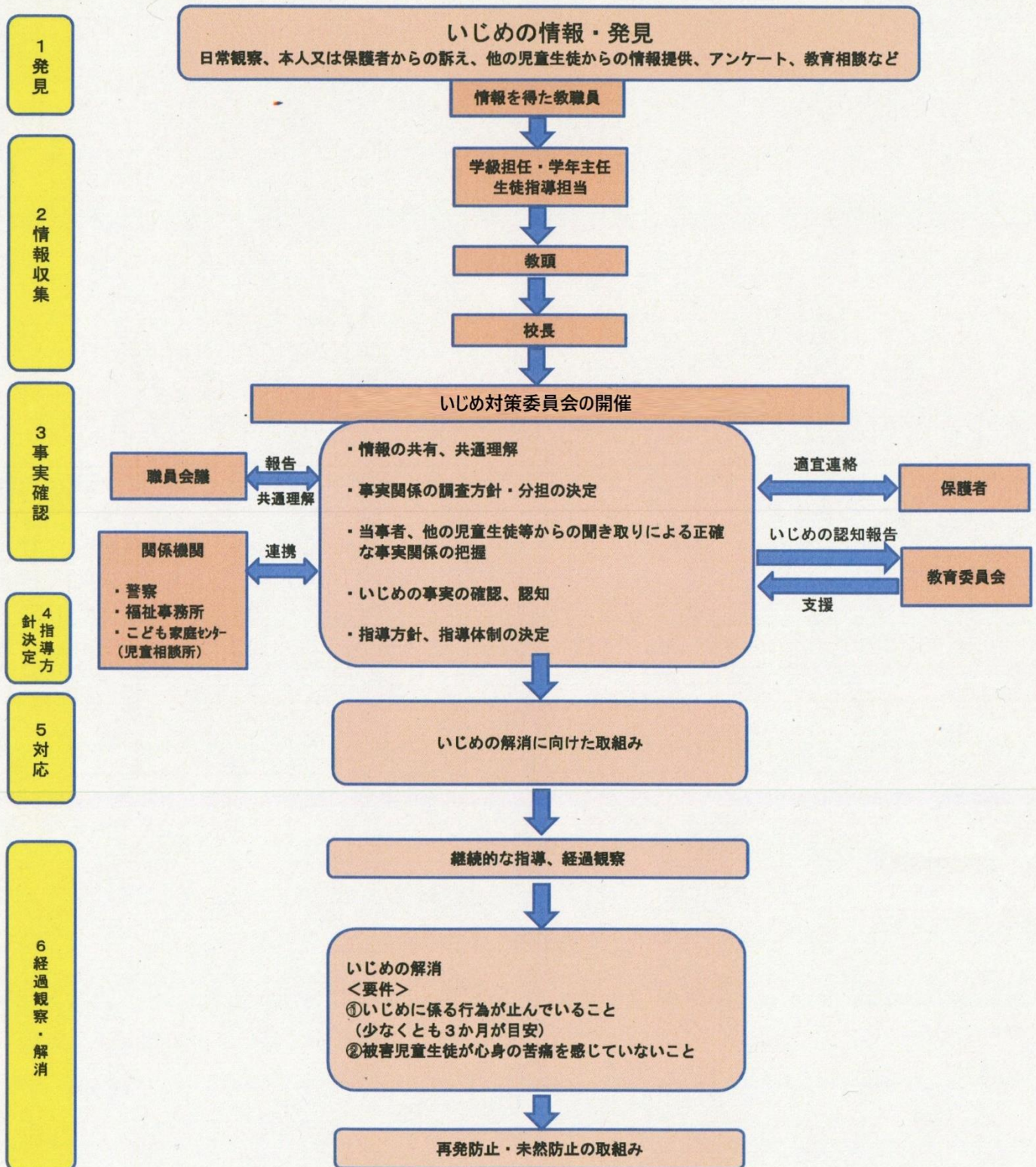
6 重大事態への対処

いじめにより在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあり、あるいは生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは重大事案として、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき適切に対応する。

〔具体的対策〕

- (1) 尼崎市教育委員会への速やかな報告。
- (2) 尼崎市教育委員会と協議の上、当該事案への組織的な対応。
- (3) 事実関係を把握するための徹底した調査。
- (4) 調査結果について適切な情報公開。

学校におけるいじめ事案対応の基本的な流れ



※ 上記の例は、対応の基本的な流れを示しているものであり、いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応します。